

☞ 国税局の業務センター室

Q : 郵送による申告書の提出先が変わるようですが、どのようになるのですか？

A : 業務センター室になります。

【解説】

国税庁では、令和3年7月から、内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務(調査・徴収事務)の充実・高度化を目指すため、「業務センター室」を設置した上で、一部の税務署を対象とした「内部事務のセンター化」が実施されています。内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容等についての照会文書の発送などの事務をいいます。

内部事務のセンター化により、内部事務の取扱いは次のようになります。

- ・ 申告書や申請書を書面で提出する場合は、センターへ郵送することになります。センターに申告書や申請書を直接持ち込むことはできません。
- ・ e-Tax(データ)により提出する場合は、従来どおり所轄税務署へ送信します。
- ・ 納税証明書の交付や面接による相談等の窓口対応は、従来どおり所轄税務署になります。
- ・ 電話による税務相談や申請書、申告書等の送付依頼は、従来どおり電話相談センター又は所轄税務署になります。

内部事務のセンター化が実施されても、納税者の所轄税務署が変更になるというわけではなく、問い合わせなどがあるときは、センターから電話や文書による問合せがあるということです。

